

連載 発注者からみた官公庁情報システムの現状と課題 第 43 回 審査基準と多段階契約

神奈川県庁 岩崎 和隆

1 はじめに

私はいままで、公共システム調達では1円入札などの低価格応札のおそれがあるので、IPAが推奨する多段階契約^{*1}は適さないと考えていました。しかし、私が先日、日経クロステックに寄稿した記事^{*2}では、多段階契約を推奨しています。

そこで本稿では、私が多段階契約を推奨するようになった理由を説明します。

2 そもそも1円入札などの低価格応札では、何が問題なのか

低価格応札には、応札者が低価格応札によってかえって多くの利益を得る機会を獲得するものとそうでないものがあります。低価格応札で応札者が多くの利益を得る機会を獲得するようでは、入札が常に適切に機能しなくなります。このようなときと異なり、特定の応札者の特殊事情により利益につながらない低価格応札をすることがあります。

前者は、関連する複数の契約が見込まれる状況において、先行契約の入札のときに、応札者が後続の契約の受注で有利になることを目的として当該先行契約の入札において低価格で応札し、落札しようとする行為です。基本的には先行契約は公共調達ですが、後続契約の発注者が先行の契約と同一とは限りません。また、後続契約の発注者が官公庁とは限りません。

先行契約と後続契約の発注者が異なる例として、たとえば、システム調達では、先行契約が国発注のシステム開発、後続契約が当該先行契約で開発した国システムと接続する自治体システム開発契約というものが考えられます。後続契約が民間、しかも個人契約の例として、たとえば、官公庁が大学入試の作問や記述式の回答の採点を民間企業に外注することが考えられます。受験生本人や家族が、作問や採点を受注した民間企業である予備校の授業や通信教育を受けた方が有利と感じるだけで、実際に有利か否かにかかわらず、受験生との契約増や契約単価向上が見込めます。

低価格応札とは、文字通り朝三暮四です。

後者のような偶発的な低価格応札としては、応札者が技術習得、あるいは受注実績づくりその他の理由で、後続契約で有利になる見込みがないにもかかわらず、あえて低価格で応札することが考えられます。たとえば、リース契約で、2年間の契約金額を応札すべきところ、ある応札者が1年あたりの金額と勘違いして実質的に半値で応札してしまうことも、理論上はあり得ます。

あるいは、公共工事における特殊な事例ですが、国において低入札価格調査制度のきつ

かけとなった、1958 年の新東宮御所造営工事 1 万円落札事件（予定価格は約 5000 万円）※³のように、応札者が東宮御所の造営を名誉なことと考え低価格応札することが考えられます。公共システム調達でも、仮に、国民や住民のためになるという理由で、採算を度外視して低価格応札する IT 企業が現れたとき、それを防止する方法はありません。

このような行為は、低入札価格調査制度や最低制限価格制度などである程度防止できますが、低価格入札調査や最低制限価格にぎりぎり抵触しない価格で応札する行為を防止できません。そもそも、公共システム調達で、当該 IT 企業のプロジェクト遂行能力が優れているなら、国民や住民のために採算度外視で低価格応札する IT 企業をわざわざ阻止する必要もありません。

3 プロジェクト遂行能力重視の審査基準における費用の割切り

公共調達では審査前に審査基準を FIX することになっています。プロジェクト遂行能力評価に多く配点すれば、費用など他の評価カテゴリの配点が相対的に低くなります。プロジェクト遂行能力評価の配点を減らせば、プロジェクト遂行能力評価が芳しくない受注希望者が落札する可能性が高まります。ゆえに、プロジェクト遂行能力のある受注者の選定と費用の節減は両立しません。

プロジェクト遂行能力重視の審査基準を採用すると、低価格応札をしても、プロジェクト遂行能力評価が芳しくなければ、受注できません。そもそも、費用の高止まりは仕方ないと割り切っています。費用が高くなってもよいから、よいシステムを入手するという考えです。

これは、前回の拙稿メルマガ記事の「よいものを安く」に通じます※⁴。

4 多段階契約の採用へ

民間企業で多段階契約が普及している状況において、公共システム調達では一括契約が主流だったのは、低価格応札による朝三暮四防止のためでした。しかし、発注者が低価格応札をしても受注できない審査基準を採用し、費用が高くなってもよいからよいシステムを入手すると割り切れば、多段階契約には、メリットしかありません。

5 まとめ

プロジェクト遂行能力重視の審査基準を採用すると、公共調達における多段階契約の弊害が消滅します。そのため、副次的効果として一括契約を止めて多段階契約を採用した方がよいということになります。

6 おわりに

(1) お断りとお願い

本稿の内容は、神奈川県の見解でなく、私の知見と記憶に基づくものです。

本稿へのご助言、ご異論、ご感想、ご質問や、今後取り上げるテーマのご要望をくだされば、大変幸いです。特に、ご異論やご助言は、私の考えをブラッシュアップして下さる、貴重なものです。心より、お待ち申し上げております。

(2) 私への連絡方法

ご意見、ご感想などは、私の連絡先をご存じの方はその方法で、ご存じない方は次の方法で連絡可能です。

researchmap (国立研究開発法人科学技術振興機構が運営しているデータベース型研究者総覧) の Web サイトで私を検索してください。私のページの「ホーム」タブ (最初に表示されるページ) に私への連絡方法を掲載しています。

※1) 独立行政法人情報処理推進機構ソフトウェア・エンジニアリング・センター編, “実務に活かす IT 化の原理原則 17 ケ条”, <https://www.ipa.go.jp/files/000005141.pdf> 参照 2022-3-19, 2010, pp.11-12.

※2) 岩崎和隆 “「その手があったか!」、プロジェクト完遂の確実性を手にする新手法”, <https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/01195/012600080/>参照 2023-3-19, 本音で議論、企業情報システムの「勘所」, 日経クロステック, 2023.

※3) 岩松準 “低入札・ダンピングへの対応史”, <http://www1.ttcn.ne.jp/~iwam/pdf/yugaku-24.pdf> 参照 2023-3-19, 建築コスト遊学, 24, 建築コスト研究, No.87, 2014.

※4) 岩崎和隆, “情報システム調達の本質「よいものを安く」とは”, <https://www.issj.net/mm/mm17/11/mm1711-gk-gk.pdf> 参照 2023-3-19, 情報システム学会メールマガジン, No.17-11, 2023.